特許権侵害の告知と営業誹謗

―日亜化学による虚偽の情報公表事件に関連して―



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師 西口 博之

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 特許権侵害の告知と営業誹謗行為
 - 1. 営業誹謗行為と不正競争防止法
 - 2. 特許権・実用新案権が絡む営業誹謗行為
 - 3. 商標権・意匠権侵害告知と営業誹謗行為
 - 4. 特許権が絡む営業誹謗行為 (紛争例)
- Ⅲ. 日亜化学による虚偽の情報公表事件
 - 1. 平成25年7月11日知財高裁判決
 - 2. 平成27年2月19日大阪地裁判決
- IV. 侵害告知行為の正当性とその限界
 - 1. 侵害告知行為の法的根拠
 - 2. 侵害告知行為の限界
- V. おわりに

I. はじめに

商取引に係る知的財産権の侵害については、特許法・実用新案法・意匠法・商標法・不正競争 防止法等において、差止請求権という形での救済策が認められている。

一方、それらの商取引の多様化・複雑化により、知的財産権に係る営業活動が活発化するに伴い、その権利の行使に行き過ぎが生じ、本来の営業活動を阻害するケースも見られる。

すなわち、権利の行使の一端として知的財産権への侵害の警告或は訴訟に及び相手方との紛争を招くことがある。

本稿では、とりわけ特許権に関連する侵害行為に対する告知行為がその特許権が係る商取引の中で、営業誹謗にあたるかどうかについて、最近の裁判例を中心として分析し、その告知行為の可否について論じるものである。